

2022年11月

# デュロテップ®MTパッチ・ワンデュロ®パッチ 慢性疼痛治療における適正流通管理体制へのご協力のお願い



慢性疼痛治療において、  
デュロテップ®MTパッチ、ワンデュロ®パッチを使用する場合は  
処方医が患者さんと取り交わす「確認書\*1」が必要です。

(調剤までの流れは裏面をご覧ください)

\*1:処方医は適正流通管理システムに登録し、e-learningの受講(学習+確認テスト合格)後、  
確認書の発行が可能となります。



- ◆e-learning受講済み医師の確認/適正流通管理に関するお問い合わせ/  
適正流通管理説明資料の請求

デュロテップ®・ワンデュロ®流通管理窓口 TEL:0120-588-717

受付時間 | 平日9:00-19:00/土曜日9:00-15:00(日曜日・祝日を除く)

- ◆e-learning受講済み医師の確認/適正流通管理説明資料の確認

2022年12月5日よりシステム(医師用・薬剤師用)が新しくなり、URLが下記に変更となりました。

適正流通管理システムアドレス <https://www.drt-odr.jp>

\*ご利用にはご登録が必要です。

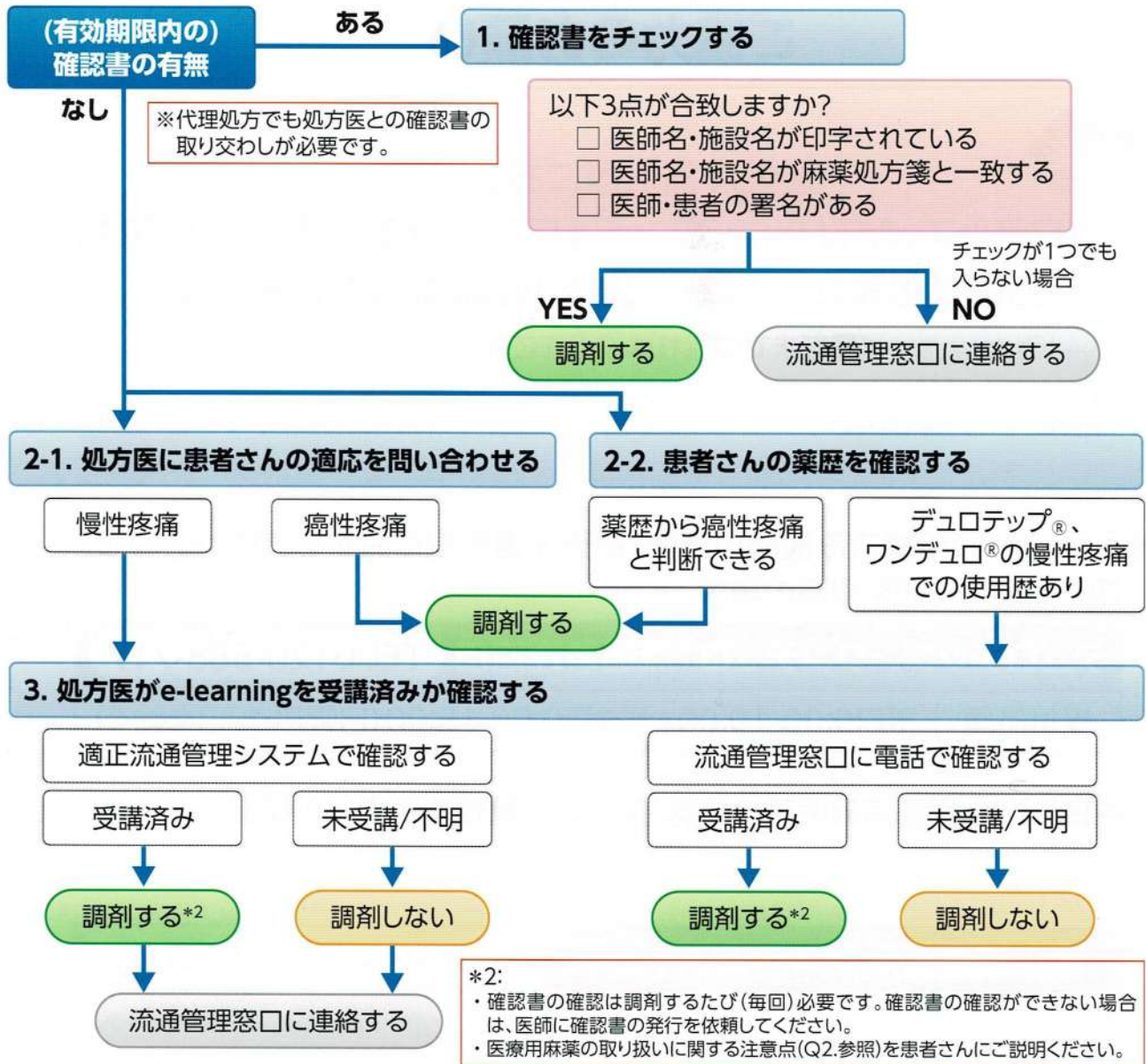
医療用医薬品に関するお問い合わせ/資料請求は、  
ヤンセンファーマ株式会社 メディカルインフォメーションセンター  
TEL:0120-183-275(土・日・祝日及び会社休日を除く)  
にご連絡をお願いいたします。

癌性疼痛治療は対象外です。

# デュロテップ®MTパッチ・ワンデュロ®パッチ 調剤までの流れ

慢性疼痛治療での調剤には、麻薬処方箋と**確認書**\*1が必要です。

\*1:処方医がe-learningを受講したことを証明する書類



## [医療用麻薬の取り扱いに関する注意点]

1. 処方を受けるデュロテップ®MTパッチ、ワンデュロ®パッチは「医療用麻薬」であること。
2. ご家族または他人に譲渡できないこと。譲渡することは違法であること。
3. 海外渡航の際には特別な許可を必要とすること。許可なく所持して渡航することは違法であること。
4. 使わずに余った場合は廃棄のため医療機関・薬局に返却すること。